

令和2年9月28日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

# 目 次

	ページ
1 「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」 の一部改正について……………	1
2 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について……………	3

# 1 「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」の一部改正について

## (1) 改正の理由

「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」は、行政財産の使用を許可した場合における使用料に関し必要な事項を定めた条例である。

このうち、電柱、管類等の設置に係る使用料は「神奈川県道路占用料徴収条例」に準拠しており、同条例が改正される予定であることから、それにあわせるなど、所要の改正を行う。

### <道路占用料徴収条例の改正予定内容（令和3年4月1日施行予定）>

平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ道路占用料の額を改定するとともに、国土交通大臣が定める所在地区分に該当する市町村の見直しにあわせて寒川町、三浦市及び南足柄市の所在地区分を変更する。

## (2) 改正の内容

### ア 別表

- 電柱の区分の細分化及び細分化した区分ごとの使用料の額の規定
- 電線の共架に係る区分の新設
- 管類等の設置に係る使用料の額の改定

### イ 所在地区分

- 寒川町を第一級地から第二級地へ変更
- 三浦市及び南足柄市を第二級地から第三級地へ変更

### ウ 経過措置

使用許可の期間が施行日前に開始し、同日以後に終了する電柱及び電話柱の使用料は、令和4年3月31日まで改正前の区分・料金を適用する。

## (3) 今後の予定

令和2年11月 第3回県議会定例会に条例改正案を提出  
令和3年4月1日 改正条例の施行

<参考>

(1) 改正後の別表（代表例）

現 行			改正イメージ				
区 分	所在地	金 額	区 分	所在地	金 額		
電 柱	本 柱	第一級地	3,540円/本・年	第 一 種 電 柱	第一級地	2,370円/本・年	
		第二級地	2,790円/本・年		第二級地	1,880円/本・年	
		第三級地	2,230円/本・年		第三級地	1,560円/本・年	
		第四級地	2,140円/本・年		第四級地	1,450円/本・年	
	支 線 柱 支 線 柱 街 路 照 明 柱	第一級地	950円/本(条)・年	第 二 種 電 柱	第一級地	3,650円/本・年	
		第二級地	740円/本(条)・年		第二級地	2,890円/本・年	
		第三級地	600円/本(条)・年		第三級地	2,400円/本・年	
		第四級地	570円/本(条)・年		第四級地	2,230円/本・年	
				第 三 種 電 柱	第一級地	4,920円/本・年	
					第二級地	3,890円/本・年	
					第三級地	3,240円/本・年	
					第四級地	3,000円/本・年	
					第 一 種 電 話 柱	第一級地	2,120円/本・年
						第二級地	1,680円/本・年
						第三級地	1,400円/本・年
						第四級地	1,290円/本・年
					第 二 種 電 話 柱	第一級地	3,390円/本・年
						第二級地	2,690円/本・年
						第三級地	2,230円/本・年
						第四級地	2,070円/本・年
					第 三 種 電 話 柱	第一級地	4,660円/本・年
						第二級地	3,690円/本・年
						第三級地	3,070円/本・年
						第四級地	2,850円/本・年
					共 架 電 線	第一級地	1,660円/本・年
						第二級地	1,320円/本・年
第三級地						1,090円/本・年	
第四級地						1,020円/本・年	
				そ の 他 の 柱 類	第一級地	210円/本・年	
					第二級地	170円/本・年	
					第三級地	140円/本・年	
					第四級地	130円/本・年	

(2) 所在地区分の変更

【現行】		【改正イメージ】	
所在地区分	該当市町村	所在地区分	該当市町村
第一級地	横浜市、川崎市、鎌倉市、 藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、 大和市、海老名市、座間市、 綾瀬市、寒川町	第一級地	横浜市、川崎市、鎌倉市、 藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、 大和市、海老名市、座間市、 綾瀬市
第二級地	相模原市、横須賀市、 平塚市、小田原市、三浦市、 秦野市、厚木市、伊勢原市、 南足柄市、葉山町、大磯町、 二宮町、大井町、開成町、 真鶴町、愛川町	第二級地	相模原市、横須賀市、 平塚市、小田原市、秦野市、 厚木市、伊勢原市、葉山町、 寒川町、大磯町、二宮町、 大井町、開成町、真鶴町、 愛川町
第三級地	中井町、松田町、箱根町、 湯河原町	第三級地	三浦市、南足柄市、中井町、 松田町、箱根町、 湯河原町
第四級地	山北町、清川村	第四級地	山北町、清川村

## 2 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業については、県をはじめとする関係者により今年度からの事業着手に向けて取り組んできたが、令和2年8月31日をもって事業を中止したので、その経過と今後の進め方について報告する。

### (1) 茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業の概要

- ・ ゴルフ場運営の継続
- ・ ホテル及び商業施設の整備

### (2) 中止までの経過

平成31年3月 事業者募集要項公表

令和元年9月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン、亀井工業ホールディングス株式会社及び特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ（以下「事業者」という。）を優先交渉権者として選定

10月 県、茅ヶ崎協同株式会社、茅ヶ崎市及び事業者の間で基本協定書を締結

令和2年3月 事業者から本契約締結時期の延期要請

4月から7月までの一時賃貸借契約を締結

7月 一時賃貸借契約の1カ月延長

8月 事業を中止し、基本協定書を合意解除

### (3) 中止の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画の実現が困難となったため。

### (4) 茅ヶ崎市からの要望の主旨（令和2年8月）

当該地には、広域避難場所としての機能確保が不可欠であり、そのためにゴルフ場としての土地利用を継続してほしい。

### (5) 今後の進め方

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、新たな事業提案を公募しても事業者からの応募が見込めないことから、茅ヶ崎市の要望も踏まえ、当面、5年間程度は、ゴルフ場としての活用を継続する予定。

その上で、新型コロナウイルス感染症の収束状況や経済の回復状況な

どを見据えながら、新たな利活用について茅ヶ崎市ともよく調整し、検討していく。

茅ヶ崎ゴルフ場の概要

所在地 茅ヶ崎市菱沼海岸6991-16外（下図参照）  
敷地面積 198,786㎡  
（内 訳） 県119,773㎡、茅ヶ崎協同株 75,099㎡、茅ヶ崎市3,913㎡  
用途地域 第1種低層住居専用地域：建ぺい率50% 容積率100%  
〈県有地〉  
台帳価格 約62億8千万円（52,400円／㎡）

